

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月3日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第7号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「在勤地（条例第2条第2項の在勤地をいう。）内における旅行（旅費として現金を支給するものを除く。）」を「県内旅行で旅費として現金を支給しないもの」に改める。

第6条第2項第3号中「県内にあつては福岡県の調べに係る基点間距離一覧表（以下「基点間距離一覧表」という。）に掲げる路程、県外にあつては当該旅行先の」を削り、「の発する証明書に掲げる」を「により証明された」に改める。

第7条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第13条第1項中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改め、同項第1号中「電信、電話、通信又は資料の複写に要した費用（以下「通信連絡費」という。）が、条例第18条第1項第1号に掲げる額を超える」を「特に多額の通信連絡費（電信、電話、通信又は資料の複写に要した費用をいう。以下同じ。）を要する」に改め、「旅行 通信連絡費」の次に「の実費相当額」を加え、同項第2号中「県外旅行で」の次に「、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、特に多額の通信連絡費を要し」を加え、「通信連絡費及び」を「通信連絡費の実費相当額及び」に改め、同項第3号を削り、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する通信連絡費の実費相当額は、現に支払った通信連絡費の額又は実勢価格を勘案し広域連合長が別に定める方法により計算した額とする。

第14条中「別表第2に定めるところによる」を「鉄道賃、船賃及び車賃の実費とする」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、自家用車による旅行の場合の旅費の額は、第12条の規定の定めるところによる。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。